



AI時代の知的財産権検討会（第2回） 関係事業者ヒアリング

（一社） 日本知的財産協会

デジタル政策WG新規技術検討チーム・有識者連携WG特許政策チーム



日本知的財産協会とは

【設立】1938年—本年で**85周年**—

*一般社団法人化は2014年

【目的】

定款第3条

本会は、知的財産に関する諸制度の適正な活用および改善を図り、**会員の経営に資するとともに、健全なる技術の進歩及び我が国の産業の発展に寄与することを目的とする。**

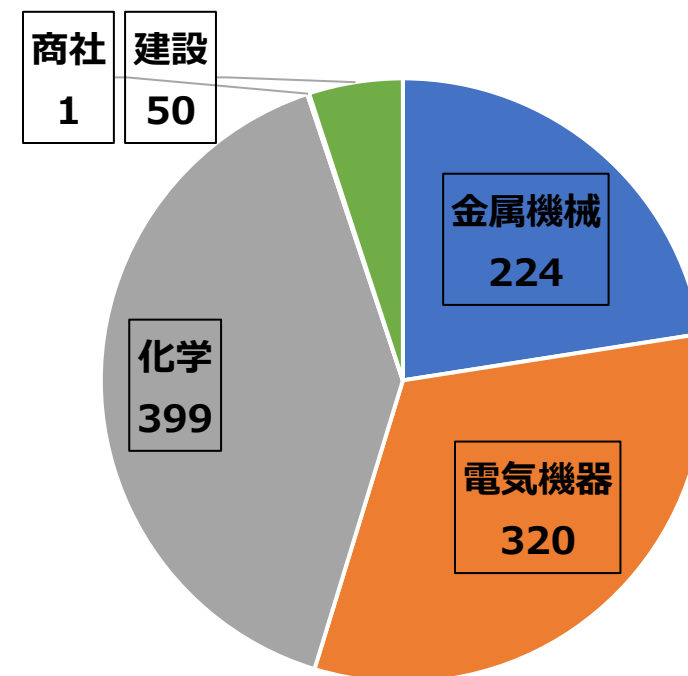
- ◆世界で最大のIP出願人・所有者団体
- ◆非営利・非政府団体

【会員数】

1363（正会員994、賛助会員369）

【正会員業種別内訳】

*2023年10月5日時点



説明事項

1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方
2. 自然人の発明に対する関与についての当会の考え方





概要

1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

- (1) クリエーターの不安を和らげるためにも、ファクトに基づいた冷静な議論とその結果の適切な周知を行うことが必要である
- (2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切
- (3) クリエーターの権利は尊重しつつも、営業秘密等、企業が守るべき価値の適切な保護も同時に図られるべき

2. 自然人の発明に対する関与についての当会の考え方

- (4) 「AIによる発明の保護の在り方」については、業界ごとにAI技術の進化とAIを活用した研究開発の在り方が異なっていること、自然人の創作的な貢献がないAIを用いた発明に権利を付与すべきか、意匠や著作権、他国の制度の状況はいかなるものかなどを踏まえて、検討すべきである



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(1) クリエーターの不安を和らげるためにも、**ファクトに基づいた冷静な議論**とその**結果の適切な周知**を行うことが必要

- 日本では、生成AIと知的財産権に関する議論を、「**生成フェーズ**」と「**利用フェーズ**」に分けて整理するとともに、著作権分野については文化庁がセミナーを開催し、クリエイターの懸念払拭に貢献したと認識。
- また、著作権分野については、権利制限規定の解釈や類似物の出力が権利侵害になる場合の考え方等に関し、今後、文化審議会著作権分科会法制度小委員会において解釈の明確化が図られる予定だが、その**前提として、生成AIの仕組みや種類について正確な理解を行うべきとの意見**が多く出されているところ。
- 生成AIについて抽象的に論じることなく、そこで学習用データに含まれる著作物がどのように利用され、類似物が出力される場合には、どのようなプロセスを経て出力されているのか、**正しいファクトに基づいた議論を行うことが重要**。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(1) クリエーターの不安を和らげるためにも、**ファクトに基づいた冷静な議論**とその**結果の適切な周知**を行うことが必要

(検証すべきファクトの例)

- ・汎用モデルの構築のための機械学習とその後のFine Tuningのための機械学習の性質の相違
- ・様々な学習モデルにおける、学習用データと生成物の関係（モデルによる違い、扱うコンテンツによる違い等、様々な視点での整理が必要）
 - 学習用データの全部・一部がそのまま機械的に複製され、出力されるケース
 - 学習用データの全部・一部が改変され、出力されるケース
 - 学習済モデルには学習用データが残っていないが、生成プロセスの結果、学習用データと同一／類似のものが出力されるケース（生成プロセスの内容、同一／類似物が出力される確率等）



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、**ソフトロー**や**アーキテクチャ**による対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

- AIは変化の激しい領域であるため、成立・施行に時間のかかるハードローよりも、柔軟に対応できる**ソフトロー**（ガイドライン等による対応等）や、**アーキテクチャ**による対応（技術を用いた、権利者の意思に基づくオプトアウト実施や、他人のコンテンツに類似したものが出力されないような仕組み等）を中心に、保護と利用のバランスを図ることが望ましい。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、**ソフトロー**や**アーキテクチャ**による対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

(著作権)

- ・権利者が権利を行使できる／できない範囲を明確にするためにも、まず現行法の解釈に係る検討を行うことが望ましい。
 - －学習フェーズ：§30の4但書（権利者の利益を不当に害する場合）の解釈
 - －生成フェーズ：類似物が生成された場合の「依拠性」の解釈
- ・なお、§30の4については、技術を活用したイノベーションの創出を促進するものとして、当会もその導入に賛成してきたところ。生成AIに対応した§30の4の改正の要否については、その立法の趣旨・経緯も踏まえつつ、今後の解釈の明確化に向けた議論の進捗を踏まえて、改めて検討することが適切。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、**ソフトロー**や**アーキテクチャ**による対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

(著作権)

・その上で、保護と利用を図る方法として…

・fine tuningに対応した権利者による**ライセンススキームの可能性**は考えられるか？

- AIの学習モデルの具体的内容及び著作権法の解釈次第ではあるものの、fine tuningの場合は、出力に依拠性・類似性が認められるものが含まれる可能性
- 権利者がfine tuning用のDBを作成・販売することで、少なくとも当該DBを無許諾で利用する行為は§30の4但書に該当し侵害となる。また、但書の範囲が、DBのライセンス市場を害するその他の利用にまで広がる可能性もあるが、その場合は、広がる範囲に関する解釈を明確にすることが、(権利者のみならず) 利用者の観点でも必要 (→文化庁の検討に期待)

・また、**他人のコンテンツに類似したものが出力されないような仕組み**については、コンテンツの種類毎にどの程度可能なのかについて、ファクトに基づいた検討を行うべき。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、**ソフトロー**や**アーキテクチャ**による対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

(意匠・商標)

・意匠、商標については、学習段階において権利物が利用されることについて、**意匠権・商標権者が権利を行使することは法律的にも、現実的にも困難**であると思われる。他方、他人の意匠や商標と同一ないし類似したものが生成され、それを自らの商品やロゴ等に用いることは、基本的に**意匠権・商標権の侵害**になるため、これにより権利者の保護が図られていると考えられる。

(不競法)

- ・学習生成段階：営業秘密や限定提供データである保護対象を不正利用する場合には同法の適用があるが、学習・生成は出所表示や出所識別目的の使用ではなく、また保護対象は学習済みAIや生成物の一部であり商品としても異なることから、2条1項1号ないし3号の適用は現行法上ないものと考えられる。
- ・利用段階：生成物の利用行為が2条1項各号の不正競争行為に該当する場合は、規制対象となる。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、**ソフトロー**や**アーキテクチャ**による対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

(その他)

- ・これらの法律で必ずしも補足できない領域としては、例えば声。パブリシティ権による対応の可能性と限界（既存の裁判例の射程を踏まえつつ、必ずしもパブリシティ権が及ぶ利用ではないが、何らかの実効的な法的保護の必要がある利用があるといえるか）を検証すべき。
- ・また、webサイトの設置者は、robot.txtのdisallowタグを活用することで、特定あるいは全てのクローラーに対して自らのサイトに対するクローリングを拒否することが可能であり、権利者によるオプトアウトとして一定程度機能。ただし、webサイトの設置者と権利者は必ずしも同一ではないことや、robot.txtはもともと検索目的によるクローリングを管理するために生み出されたものであり、検索目的のクローリングと機械学習目的のクローリングを区別できないため、全てのクローラーに対してdisallowとすると検索対象からも外れてしまう点に留意が必要。



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(3) クリエーターの権利は尊重しつつも、営業秘密等、**企業が守るべき価値の適切な保護**も同時に図られるべき

- クリエーターの権利を尊重することがもとより重要ではあるが、例えばFoundation Modelに対してFine Tuningを行う企業は、**営業秘密**に該当するコンテンツを入力する場合もある。また、**どのようなデータを学習用に用いているか**ということ自体が**商業的な価値を有する**場合もある。
- Generative AIの学習に用いたコンテンツについて、（ハードローないしソフトローによって）広く開示させようとする動きがあるが、**営業秘密等、企業が守るべき価値についても適切に保護することが、企業活動の適切な促進の観点から重要。**



1. 生成AIと知的財産権に対する当会の考え方

(3) クリエーターの権利は尊重しつつも、営業秘密等、企業が守るべき価値の適切な保護も同時に図られるべき

➤ **(参考) 総務省AIネットワーク社会推進会議「AI利活用ガイドライン」(令和元年8月) (抜粋)**

⑨ **透明性の原則**¹⁵

AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者は、AI システム又は AI サービスの入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意する。

⑩ **アカウントビリティ**¹⁶の原則

利用者は、ステークホルダに対しアカウントビリティを果たすよう努める。

¹⁵ 本原則は、アルゴリズム、ソースコード、学習データの開示を想定するものではない。また、本原則の解釈に当たっては、プライバシーや営業秘密への配慮も求められる。



2. 自然人の発明に対する関与についての当会の考え方

(4) 「**AIによる発明の保護の在り方**」については、業界ごとにAI技術の進化とAIを活用した研究開発の在り方が異なっていること、**自然人の創作的な貢献がないAIを用いた発明に権利を付与すべきか、意匠や著作権、他国の制度の状況はいかなるものかなどを踏まえて、検討すべきである**

➤ **自然人の創作的貢献のないAIを用いた創作に、知的財産権としての保護を与えるかについては慎重にすべき。**

- 自然人による発明と認められない場合には、特許で保護されない重要な発明が出てきてしまうという懸念がある。
- AIによる発明の保護のために必要な自然人関与の水準を下げると、特許権により保護されるものが爆発的に増大し、保護と利用のバランスが崩れるという共通の懸念がある。
- 産業の発展のためにAI活用を奨励するという観点も考慮すべきという意見もある。

➤ **発明と認められるべき自然人の関与の程度を検討するにあたり、**意匠や著作権との比較、他国の法制度との比較**も踏まえて検討すべき。**

- 発明と比較した場合、意匠では権利の数が大きく増加した場合には権利範囲が狭くなる傾向があることに鑑みると、保護と利用のバランスについての懸念は大きくないという意見がある。

(参考) AIを利用した発明創作のプロセスの概要図

AIを利用した発明創作のプロセスの概要図を以下に示す。基盤モデルをそのまま利用するケースが上段、基盤モデルをfine-tuning(カスタマイズ)して利用するケースが下段のイメージ

「発明に対する人の創作的貢献」を判断するにあたっては、その自然人が

- ①「**具体的課題を解決する目的**」を有しており、かつ
- ② **当該課題を解決する目的をもって「創作的寄与」を行っている**ことが必要と考える。

そうすると、「創作的寄与」と言える行為が発生しそうなのは下図の **1** ~ **4** の部分であろう。

